

災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定

豊島区(以下、「甲」という。)と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション(以下、「乙」という。)とは、豊島区内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、応急対策業務に必要な資機材(以下、「資機材」という。)の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における資機材の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力業務の内容)

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務(以下、「協力業務」という。)は、次のとおりとする。

- (1)資機材の調達
- (2)資機材の搬入・設置
- (3)資機材の撤去・搬出

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において、資機材の調達が必要であると認めるときは、場所、品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材の供給を要請することができる。

- 2 緊急で、書面により要請することが出来ない場合は、電話等による口頭での方法で協力を要請したうえで、後日速やかに書面を提供する。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、資機材の優先的な供給について積極的に協力するよう努めるものとする。

(引き渡し)

第4条 資機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、品名、数量等を確認の上受領する。

- 2 乙は前項の業務が終了したときは、書面により甲へ報告する。

(保管)

第5条 甲は、乙より資機材の供給を受けた時は、善良な管理者の注意をもって保管する。

(返却)

第6条 甲は、資機材を用いた災害時対応が終了した場合は、返却する品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材の撤去、搬出を依頼する。

(費用負担)

第7条 乙は第2条の規定による協力業務に要した費用(原則、人件費を除く)は、原則として甲が負担する。その場合、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、資機材の引渡し後、費用の明細書を作成し、甲に費用を請求する。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条の請求があった時は、その内容を確認の上、乙に支払う。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 甲は、この協定が円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(損害の負担)

第12条 甲が乙による供給を受けた後、撤去されるまでに資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙による協力業務中に資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責について乙が負担するものとする。

(損害補償)

第13条 甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例(平成17年豊島区条例第38号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

2 乙が供給した資器材により、第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和4年12月23日

甲 豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区長 高野 之 夫



乙 品川区大崎一丁目6番1号

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション

代表理事 中塚 克 敏

